

# 川崎市居住支援協議会

## 令和8年度 定期総会 議事次第

### 議 案

- (1) 第1号議案 役員交代（案）について
- (2) 第2号議案 令和7年度事業報告（案）について
- (3) 第3号議案 令和7年度決算報告（案）及び監査報告について
- (4) 第4号議案 令和8年度事業計画（案）について
- (5) 第5号議案 令和8年度予算（案）について
- (6) 第6号議案 川崎市居住支援協議会会則別表 改正（案）について
- (7) 第7号議案 川崎市居住支援協議会会計規則 改正（案）について

### 【配布資料】

- ・ 議事次第
- ・ 出席者一覧
  
- ・ 資料1 第1号議案 役員交代（案）
- ・ 資料2 第2号議案 令和7年度事業報告（案）
- ・ 資料3 第3号議案 令和7年度決算報告（案）及び監査報告
- ・ 資料4 第4号議案 令和8年度事業計画（案）
- ・ 資料5 第5号議案 令和8年度予算（案）
- ・ 資料6 第6号議案 川崎市居住支援協議会会則別表 改正（案）
- ・ 資料7 第7号議案 川崎市居住支援協議会会計規則 改正（案）
  
- ・ 参考資料1 令和7年度までの川崎市居住支援協議会における主な取組
- ・ 参考資料2 川崎市居住支援協議会会則
- ・ 参考資料3 川崎市居住支援協議会会計規則
- ・ 参考資料4 会員の新規加入について（幹事会第6号議案）
  
- ・ 説明資料 社会福祉法人 悠々会  
株式会社One World  
I G O C O C H I 株式会社

## 【第 1 号議案】

## 川崎市居住支援協議会 役員交代(案)

| 役職                          | 団体等                                 | 氏名             | 前任者   |
|-----------------------------|-------------------------------------|----------------|-------|
| 会長                          | 川崎市 まちづくり局<br>住宅政策部長                | 白石 敬博          | 原嶋 茂  |
| 副会長                         | 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会<br>川崎北支部 支部長   | 太田 衛           |       |
|                             | 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会<br>常務理事           | 邊見 洋之          |       |
| 幹事                          | 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会<br>川崎北支部 支部長   | 太田 衛           |       |
|                             | 公益社団法人 全日本不動産協会 神奈川県本部<br>川崎支部 副支部長 | 米田 恵子          |       |
|                             | 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会<br>神奈川県支部 副支部長    | 加藤 豊           |       |
|                             | 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会<br>川崎市あんしんセンター 部長 | 山本 良記          | 小澤 竜騎 |
|                             | 特定非営利活動法人<br>かながわ外国人すまいサポートセンター 理事長 | 斐 安            |       |
|                             | 特定非営利活動法人<br>かわさき住環境ネットワーク 理事長      | 永島 優子          |       |
|                             | 川崎市 市民文化局<br>市民生活部 多文化共生推進課 課長      | 小出 博美          |       |
|                             | 川崎市 健康福祉局<br>地域包括ケア推進室 担当課長         | 滝口 和央          |       |
| 川崎市 まちづくり局<br>住宅政策部 住宅整備推進課 | 吉村 恭子<br>(担当課長)                     | 島田 圭一郎<br>(課長) |       |
| 会計<br>監事                    | 一般財団法人 高齢者住宅財団<br>総務部長              | 小岩 光弘          |       |

(敬称略)

**【第 2 号議案】****令和 7 年度 川崎市居住支援協議会 事業報告（案）****1 総会等の開催**

- (1) 幹事会：令和 7 年 5 月 7 日（水）  
定期総会における議案について検討、確認
- (2) 定期総会：令和 7 年 5 月 22 日（木）  
「令和 6 年度事業報告・決算」「令和 7 年度事業計画」等について議決  
新規加入 2 団体より、事業概要について説明  
法務省横浜保護観察所より「更生保護における取組について」説明
- (3) 臨時総会：令和 7 年 7 月 24 日（木） ※書面表決  
「会員の退会」「令和 7 年度補正予算」について議決
- (4) 庁内検討会：令和 7 年 6 月 30 日（月）  
専門部会に向けた庁内会員による協議を実施
- (5) 専門部会  
第 1 回：令和 7 年 7 月 22 日（火）、23 日（水）  
第 2 回：令和 7 年 10 月 14 日（火）  
第 3 回：令和 8 年 1 月 20 日（火）、21 日（水）

**【各部会のテーマ】**

- A 部会：すまいの相談窓口の機能強化に関する部会  
B 部会：外国人世帯の課題への対応・居住支援法人との連携強化に関する部会  
C 部会：高齢者世帯の死後事務についての検討に関する部会

※第 2 回 A 部会及び C 部会は書面にて開催

## 【各部会での主な意見】

### A部会

- ・以前から協議されており抜本的な解決は難しいが、緊急連絡人が確保できないケースの対応が困難。
- ・だいJOBセンターでは、家計改善の事業を行っているので、資金不足で転居できなくなる前に、早い段階で相談してほしい。
- ・居住支援法人が緊急連絡人となることもできるが、その場合は、行政からその方に関する情報を提供してもらいたい。
- ・入居者が亡くなった後の手続きまで行政が関わって欲しい。
- ・相談窓口の運営体制は充分か。
- ・精神障害のある方の転居には相談員や主治医との相談が必要となる等、時間がかかることが多い。
- ・すまいの相談窓口で相談者の意見を汲み上げることが大切。
- ・80代前半の方には物件が出るが、80代後半以降の方には物件が出にくいという感覚がある。
- ・ご本人の希望条件と物件の相場が一致しない場合、時間をかけて対話することで理解いただくことが大切。
- ・成年後見制度を利用されている方の金銭管理について、課題を感じる場面が多く、適切な実施が必要だと感じる。
- ・居住支援協議会のあり方に課題を感じている。協議会での発言や取組内容が自分たちの居住支援に関する活動を円滑にするという認識を持ってもらえるような運営が必要だと思う。

### B部会

- ・外国人の方が入居する際、以前は日本人の緊急連絡人を求められることが多かったが、最近是在留資格があり、仕事をしていれば日本人でなくても良いということが増えてきたという感覚がある。
- ・外国人だから入居を断るというよりは、食文化や生活習慣が違う国の方を断る大家がいると感じる。
- ・文化が異なる外国人の方が日本で生活する上では、ルールやマナーを1つずつ伝えていくしかない。
- ・川崎市では民間賃貸住宅の入居率が高く空室が少ない状況。不動産事業者としては、見守り等の入居後支援が確保されるのであれば、要配慮者への物件紹介は進めやすい。
- ・居住支援法人の認知度不足が課題。地域の支援者が集まる場（関係機関連絡会・地域ケア会議等）で活動紹介・情報共有の機会があれば良い。
- ・法改正もあり、自立相談支援事業における居住支援法人との連携がより求められている。
- ・居住支援法人が実際にどのような支援をどこまでしていただけるのかがよく分からない。意見交換会の機会があると良いと思う。
- ・複雑・複合的な課題を抱える入居者が増加しており、入居後支援の重要性が高まっている。

- ・入居後、管理会社や大家がその方の対応をしなければならない場面もあると思う。そこに対して居住支援法人が支援できたら良い。
- ・1つの居住支援法人が対応可能な業務の範囲は限られるため、他の居住支援法人と連携して補っていくことも必要。
- ・不動産事業者の中では居住サポート住宅への認識がまだ広がっていないと感じる。
- ・居住支援法人同士でお互いの活動が見えて、連携していくという体制ができれば良い。
- ・行政書士の団体がサブリースの取組を行う事例もある。法人が借り上げることで入居時の審査は通りやすくなると思う。

### C部会

- ・孤独死対応の保険やプラン保証もある。入居時には、基本的には保険や保証の加入をお願いしている。また、若い方の自殺等も多く、高齢者だけが孤独死のリスクが高いというものでもない。
- ・保険への加入、支援の充実や見守りサービスの導入等、入口（入居時）の支援を充実させることで、高齢者が入居しやすくなると思う。
- ・以前と比べ、精神的に不安定な方の入居を断られるケースが増えていると感じる。
- ・家賃の支払い時に入居者の状況を確認するという不動産事業者もいる。そのような方に関しては孤独死のリスクが少ないと思う。
- ・孤独死は予防できるものではないため、実際に孤独死が起きたときにどう対処するかという考え方が必要。
- ・高齢者が地域活動に参加してもらうためには、世代ごとに区切った取組を行うのではなく、各世代を混ぜ込むような取組が必要。
- ・地域包括支援センターが高齢者と関わるのは、入居前ではなく入居後。ケアマネジャーがいることで見守り体制は整うため、その方が亡くなった後の対応を検討することが必要。
- ・要配慮者に対して全て公が補填したり、大家側がリスクを負うというのではなく、自分で備えておく必要があるという前提に立つべき。
- ・孤独死という大きいテーマで検討しても対策が打てないため、課題を絞って1つずつ検討していく必要がある。入居時のご本人への説明は不動産事業者にお願いする部分かもしれないが、その部分がしっかりしていれば、入居後に福祉的な支援を開始する際に介入しやすくなると思う。

## 2 具体的な取組

### (1) 動画版「外国人向けすまいのサポートブック」の公開

民間賃貸住宅への入居に伴い発生する権利や義務、必要な手続きや、日本で暮らす上でのルール・マナーについて外国人入居者へ伝える「外国人向けすまいのサポートブック（やさしい日本語版）」を令和5年2月に作成。令和7年度においては、より多くの外国人へサポートブックの内容を周知するため、4言語（英語、中国語、ベトナム語、ネパール語）のナレーションつき動画を公開した。

【動画再生回数（令和8年4月15日時点）】

英語：167回、中国語：94回、ベトナム語：47回、ネパール語：62回



【参考】

動画版外国人向けすまいのサポートブックより

### (2) すまいの相談窓口におけるオンライン相談の受付開始

従来の①電話相談、②窓口相談に加え、令和7年4月より、③オンライン相談、④ハウジングサロンでのオンライン相談を開始した。

【参考】 オンライン相談の流れ



### (3) 令和7年度 民間賃貸住宅活用セミナーの開催

【日時】 令和7年11月20日(木) 14時00分～16時00分  
【会場】 川崎市医師会館3階ホール  
【テーマ】 住宅確保要配慮者の入居に関するメリットやリスクへの対応方法  
【講師】 龔 軼群 様 (LIFULL HOME'S「FRIENDLY DOOR」事業責任者)  
齋藤 瞳 様 (株式会社アオバ住宅社 代表取締役)  
(しろくま・メンタルクリニック ソーシャルワーカー)  
陶山 慎治 様 (社会福祉法人悠々会 理事長)  
【参加者】 44名  
(内訳)  
賃貸住宅オーナー5名、不動産事業者5名、居住支援関係者7名、自治体職員2名、  
その他(NPO法人職員、病院の相談員、障害者グループホーム職員、学生等)19名、  
不明6名

高齢者などの住宅確保要配慮者の入居に対して不安を感じているオーナーや居住支援関係者向けにセミナーを開催。講師3名による講演及びパネルディスカッション形式での講義とあわせて、川崎市における居住支援に関する制度やサービスを紹介した。

#### 【セミナー参加者のアンケートより】

- ・支援者としては移行先が決定したところで支援が終了すると思っていたが、居住後、そしてその後の退居後の支援も念頭に置いておく必要があると感じた。
- ・障害者、高齢者ともに医療とうまく連携を取る必要があると感じた。
- ・安心して暮らせる環境づくりを地域全体で考えることの大切さを感じた。
- ・今回のようなセミナーに不動産業者の方も参加していただき、サポート体制などの理解を深められるとよいと感じた。
- ・ただ「住まいの確保」ではなくその人の生活や「どう住まわれるか」まで意識した支援、住まいを通したネットワーク構築も重要だと学んだ。
- ・サブリースの事業に関心を持ったが、財政的に成り立つのか不安。
- ・大規模でなくても、その人それぞれ合わせた支援ネットワークを入居時に作っていくイメージで支援したり地域生活へ送り出す事ができればと思った。

(4) 居住支援法人へのヒアリング調査の実施

居住支援法人の活動が円滑となるような仕組みの構築に向けて、市内に所在する居住支援法人(4法人)へのヒアリング調査を実施。

**【ヒアリング結果(要約)】**

- ・運営費不足・人材不足が共通課題
- ・国補助(居住支援協議会等活動支援事業)については、手続きの事務負担が重く、メリットを感じにくい。
- ・要配慮者の受け入れ可能な大家の不足、家賃保証審査の難航がボトルネック
- ・入居前支援が主な業務となり、入居後支援(見守り等)の体制整備が課題
- ・他法人・不動産事業者との連携、行政との情報共有・トラブル対応時の同行支援等が必要との意見あり。

(5) 他都市(政令指定都市)へのヒアリング調査の実施

全国の政令指定都市を対象に、①居住支援協議会の運営体制、②居住支援法人等の活動支援についてのヒアリング調査を実施。

**【ヒアリング結果(抜粋)】**

**Q. 居住支援協議会における取組について**

**<札幌市>**

セーフティネット住宅等の賃貸人及び居住支援法人を対象とした、見守り機器の設置等の費用に対する補助事業の実施。

**<横浜市>**

・外国人支援事業：外国人世帯に対する入居～退去までをトータルでサポートする取組をNPO法人かながわ外国人すまいサポートセンターへ委託。

・よこはま居住支援サポーター登録制度：居住支援を行う団体等を「サポーター」として登録し、相談窓口とサポーターが連携して居住支援を実施することにより、要配慮者の個々の課題解決につなげるための取組を実施。

**<京都市>**

高齢者すまい・生活支援事業：住み替え先を探しておられる単身高齢者対象に、不動産事業者と社会福祉法人がセットで住まい探しと見守りサービスを提供。

**Q. 居住支援協議会の運営における課題について**

**<札幌市>**

令和7年度は、頻繁に連携が図られていない居住支援法人が行っている事業や、展開しているサービスの実態、福祉関係団体、不動産関係団体との連携状況などを把握することを目的としたヒアリング調査を実施する予定であり、聞き取った内容を踏まえつつ、今後の体制づくりを検討していく。

### <仙台市>

協議会そのものは報告をする場と化しており、活発な議論を交わすことが難しい。課題解決に向けて、「福祉分野と住宅分野」、「居住支援法人と不動産事業者」の交流会を開催し、担当者レベルでのフラットな意見交換の場を設けている。

### <名古屋市>

地域において福祉関係者が取り組んでいる孤立防止の取組みや重層的支援体制整備事業に関する会議に、住宅関係者である不動産仲介事業者等と一緒に参加し、お互いの考えていることやそれぞれが取り組んでいることについての情報共有やグループワークによるお互いのニーズや課題の共有を通じて、住宅と福祉の関係者の相互理解の促進と顔の見える関係性づくりを進めている。

## Q. 居住支援法人等の活動を支援する取組の有無について

### <横浜市>

取り組んでいる

⇒サポーターに対し、支援内容によって報償費を支払っている。

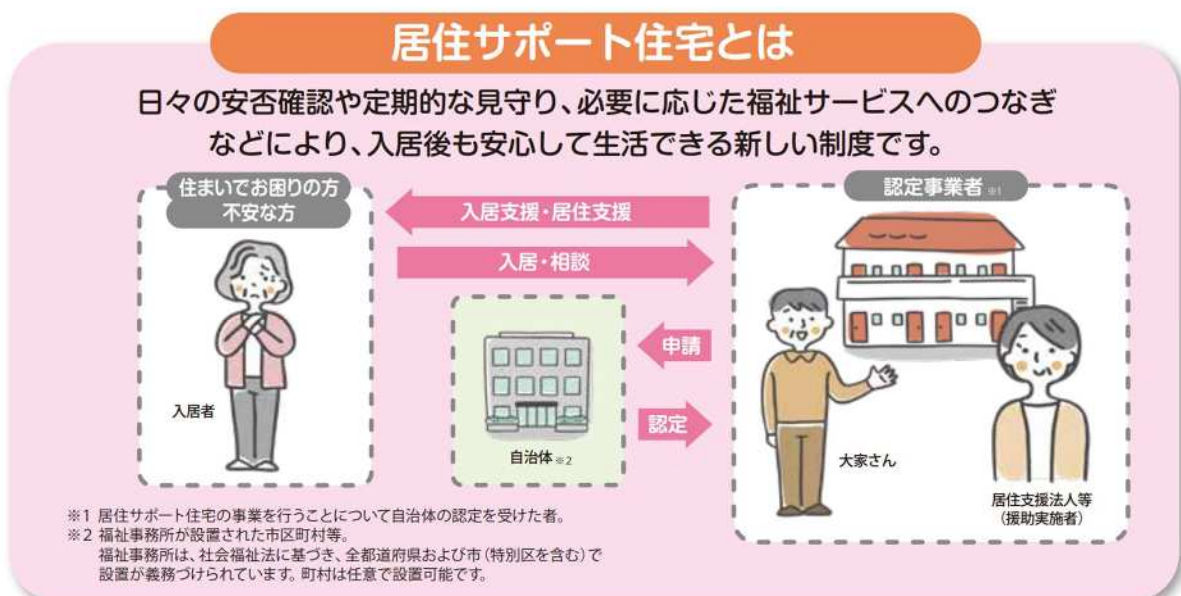
### <静岡市>

取り組んでいる

⇒静岡市居住不安定者等居宅生活移行支援事業補助金

福祉事務所や自立相談機関から居住支援法人が物件の協力依頼を受けた場合、相談 10,000 円/件、契約成立 30,000 円/件を予算の範囲内で補助金として支給している。

(6) 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正に伴う取組  
法改正（令和 7 年 10 月施行）に伴い、居住サポート住宅の認定制度が創設された。協議会として、会員向けに制度の周知啓発・庁内の関係部局との調整を行った。



【出典】国土交通省・厚生労働省 居住サポート住宅入居者向けリーフレット

## 令和7年度 決算報告(案)

## [収入の部]

(単位:円)

| 中科目<br>小科目                          | 予算額(A)    | 決算額(B)    | 増減 (B-A)<br>△は減 | 備考                  |
|-------------------------------------|-----------|-----------|-----------------|---------------------|
| 補助金収入                               | 2,580,656 | 1,167,267 | △ 1,413,389     |                     |
| 共生社会実現に向けた住宅セーフ<br>ティネット機能強化・推進事業補助 | 2,580,656 | 1,167,267 | △ 1,413,389     | 国土交通省補助金(活動期間4月～1月) |
| 借入金                                 | 1,200,000 | 1,200,000 | 0               | 住宅供給会社からの借入         |
| 雑収入等                                | 0         | 981       | 981             |                     |
| 雑収入                                 | 0         | 0         | 0               |                     |
| 預金利子                                | 0         | 981       | 981             | 預金利子                |
| 当該年度収入合計(C)                         | 3,780,656 | 2,368,248 | △ 1,412,408     |                     |
| 前年度繰越金(D)                           | 98,859    | 98,859    | 0               |                     |
| 収入合計                                | 3,879,515 | 2,467,107 | △ 1,412,408     |                     |

## [支出の部]

(単位:円)

| 中科目<br>小科目  | 予算額(a)    | 決算額(b)    | 増減 (b-a)<br>△は減 | 備考               |
|-------------|-----------|-----------|-----------------|------------------|
| 人件費         | 1,209,000 | 925,535   | △ 283,465       |                  |
| 事務局人件費      | 1,209,000 | 925,535   | △ 283,465       | 住宅供給公社職員分        |
| 旅費          | 50,000    | 7,319     | △ 42,681        |                  |
| 交通費         | 50,000    | 7,319     | △ 42,681        | 住宅供給公社職員分        |
| 庁費          | 1,321,656 | 234,413   | △ 1,087,243     |                  |
| 需用費         | 270,000   | 25,208    | △ 244,792       | 事務所光熱費等          |
| 報償費         | 100,000   | 78,000    | △ 22,000        | セミナー講師への謝金       |
| 役務費         | 108,800   | 4,620     | △ 104,180       | 銀行への振込手数料        |
| 委託費         | 662,856   | 82,500    | △ 580,356       | セミナーチラシ作成のための委託費 |
| 使用料及び賃借料    | 180,000   | 44,085    | △ 135,915       | 事務所賃料            |
| 償還金         | 1,200,000 | 1,200,000 | 0               | 住宅供給公社への償還       |
| 当該年度支出合計(E) | 3,780,656 | 2,367,267 | △ 1,413,389     |                  |
| 次年度繰越金      | 98,859    | 99,840    | 981             |                  |
| 支出合計        | 3,879,515 | 2,467,107 | △ 1,412,408     |                  |

| 次年度繰越収支差額<br>(C) + (D) - (E) | 当該年度<br>収入合計(C) | 前年度<br>繰越金(D) | 当該年度<br>支出合計(E) | 次年度繰越金 |
|------------------------------|-----------------|---------------|-----------------|--------|
|                              | 2,368,248       | 98,859        | 2,367,267       | 99,840 |



## 会計監査報告書

令和8年4月20日、川崎市居住支援協議会会則第17条の定めるところにより、令和7年度の収支決算状況について、関係帳簿等により慎重に会計監査を行ったところ、経理等の内容は、良好かつ適正であると認められました。

令和8年4月20日

会計監事



## 令和8年度 川崎市居住支援協議会 事業計画（案）

## 1 現状と課題の整理

(1) 居住支援における現状

- ・平成28年の協議会設立以降、住宅確保要配慮者に必要な支援の協議・検討を行い、すまいの相談窓口の運営や居住支援の周知啓発に向けた取組を行ってきた（参考資料1参照）。
- ・令和3年度以降、すまいの相談窓口における相談件数が増加している（令和5年度644件、令和6年度688件、令和7年度779件）。
- ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の改正（令和7年10月施行）により、市区町村による居住支援協議会の設置が努力義務化されるなど、住宅と福祉の関係者が連携して居住支援に取り組んでいく動きが全国的に強まっている。
- ・同法の改正により、居住サポート住宅の認定制度が新たに創設されるとともに、居住支援法人の業務範囲が拡大され、地域における居住支援の担い手として、居住支援法人等の活動に対する期待が一層高まっている。
- ・低額所得であることに加えて加齢に伴い生活上の不安を感じている等、複合的な課題を抱えた相談者が増加している。

(2) 本市の居住支援における課題

- ・協議会において居住支援についての取組を進めてきたが、依然として入居機会の確保に課題が存在している。そのため、これまでの取組を生かしつつ、居住支援の更なる充実に向けた取組が必要であり、不動産事業者・居住支援法人等・行政（住宅・福祉部局）などの連携をより一層高めることが求められる。
- ・すまいの相談窓口での件数が増加する中で、相談者一人ひとりに寄り添った対応をすることが困難となっている。
- ・住宅確保要配慮者の居住安定に向け、居住支援法人等に求められる役割が拡大している一方で、資金調達や事務・人員体制の確保など、居住支援法人の活動を支える基盤面において課題が多い。また、居住支援法人等の活動に対して地域での協力体制が十分に整っていない。
- ・複合的な課題を抱えた住宅確保要配慮者に対して、状況に応じた専門的な支援を行う体制の充実が必要となっている。

(3) 令和8年度における取組の方向性と進め方

- ・すまいの相談窓口において、相談者に寄り添った対応を行うため、不動産事業者との連携体制強化に向けた協議・検討を進め、サポート店からの物件提供が円滑に行われる体制を充実させる。
- ・居住支援法人等の活動が円滑となるような仕組みの構築を目指す。
- ・住宅確保要配慮者一人ひとりの状況に応じた専門的な支援を行う体制を充実させ、安心して暮らせる住まいの確保と居住継続支援を図ることを目指し、関係機関との連携を強化する。

## 2 令和8年度における取組

### (1) すまいの相談窓口における連携体制の充実に向けた取組

サポート店からの物件提供が円滑に行われる体制の充実に向け、サポート店等の不動産店を対象としたヒアリング等、調査・分析を行い、すまいの相談窓口における物件提供の流れについて、課題を整理する。それらの結果を踏まえ、必要な取組や方針について検討する。

#### 【スケジュール】

4～6月 ヒアリング調査（不動産店の訪問）

7月上旬 調査結果について協議会事務局（住宅供給公社・住宅整備推進課）で検討

8月 ワーキンググループの開催

以降の取組については、ワーキンググループでの検討内容等を踏まえ、検討する。

#### 【ヒアリング調査概要】

- ・対象者：すまいの相談窓口のサポート店 22 店舗等の不動産事業者
- ・調査方法：事務局職員が不動産店を訪問し、聞き取りを行う。
- ・ヒアリング項目（予定）
  - 高齢者等の要配慮者と呼ばれる方への賃貸に対する認識
  - 居住支援法人等との繋がりの有無
  - 居住支援法人等が支援を行うことで、要配慮者は入居しやすくなると思うか。
  - 要配慮者への賃貸に関して、行政からどのような支援が必要だと感じるか。
  - 行政との連携を高める方策について 等

### (2) 居住支援法人等の活動が円滑となるような仕組みの構築に向けた取組

仕組みの構築に当たって、居住支援法人の活動実態や課題を詳細に把握するために居住支援法人を対象としたヒアリング等、調査・分析を行い、それらの結果を踏まえ、必要な取組や方針について検討する。

#### 【スケジュール】

4～6月 居住支援法人へのヒアリング調査（居住支援法人の事務所の訪問）

6月以降 ワーキンググループの開催（開催時期やワーキングメンバーについては適宜調整）

8月 仕組みの具体的な方向性の整理

9月下旬 第2回定期総会において検討状況を共有

以降の取組については、ワーキンググループでの検討内容等を踏まえ、検討する。

#### 【ヒアリング調査概要】

- ・対象者：市内を業務区域に含む居住支援法人（23 団体）等
  - ※市内に事務所を設置している4法人へのヒアリング調査は令和7年度に実施済み。
- ・調査方法：事務局職員が法人の事務所を訪問し、聞き取りを行う。
- ・ヒアリング項目（予定）
  - 運営体制について
  - 関係機関（不動産店・他の居住支援法人・行政等）との繋がりの有無
  - 居住支援法人として活動する上での課題 等

### (3) 関係機関との連携強化に向けた取組

- ①不動産関係団体が開催する総会等での居住支援事業の周知啓発及び協力依頼
- ②居住支援法人等と本市職員を対象とした交流会の開催（10月頃）
- ③民間賃貸住宅活用セミナーの開催（11月頃）
- ④庁内関係会議等での居住支援法人等の取組の紹介
- ⑤市内事業者との新たな関係性の構築

### **3 総会等の開催予定**

- (1) 幹事会：令和8年4月23日（木）

定期総会における議案について検討、確認

- (2) 定期総会：令和8年5月22日（金）

「令和7年度事業報告」「令和8年度事業計画」等について議決

- (3) 連絡調整会議

令和8年度における協議会の活動内容についての報告及び意見交換を行う。

年間2回程度の開催を予定し、開催方法等は取組の進捗状況を踏まえて検討する。

- (4) ワーキンググループ

令和7年度までの協議会においては、専門部会における協議を中心に行っていた。令和8年度は、より具体的な取組について協議するため、ワーキンググループを中心とした検討を行う。

#### **【開催予定】**

- ・すまいの相談窓口における連携体制の充実についてのワーキンググループ
- ・居住支援法人等の活動の円滑化についてのワーキンググループ 等

※協議会の取組状況に応じて、上記以外にも検討が必要な場合は、適宜ワーキンググループを開催する。

## 令和8年度 予算(案)

## [収入の部]

(単位:円)

| 中科目<br>小科目                          | 令和8年度<br>予算額(A) | 令和7年度<br>予算額(B) | 増減 (A-B)<br>△は減 | 備考                  |
|-------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------------|
| 補助金収入                               | 3,992,000       | 2,580,656       | 1,411,344       |                     |
| 共生社会実現に向けた住宅セーフ<br>ティネット機能強化・推進事業補助 | 3,992,000       | 2,580,656       | 1,411,344       | 国土交通省補助金(活動期間4月～1月) |
| 借入金                                 | 2,620,000       | 1,200,000       | 1,420,000       | 川崎市住宅供給公社からの借入      |
| 雑収入等                                | 0               | 0               | 0               |                     |
| 雑収入                                 | 0               | 0               | 0               |                     |
| 預金利子                                | 0               | 0               | 0               |                     |
| 当該年度収入合計(C)                         | 6,612,000       | 3,780,656       | 2,831,344       |                     |
| 前年度繰越金                              | 99,840          | 98,859          | 981             |                     |
| 収入合計                                | 6,711,840       | 3,879,515       | 2,832,325       |                     |

## [支出の部]

(単位:円)

| 中科目<br>小科目  | 令和8年度<br>予算額(a) | 令和7年度<br>予算額(b) | 増減 (a-b)<br>△は減 | 備考  |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|---|
| 人件費         | 1,275,000       | 1,209,000       | 66,000          |   |
| 事務局人件費      | 1,275,000       | 1,209,000       | 66,000          | 住宅供給公社職員分<br>技師(C)単価42,500円×3人×10日  |
| 旅費          | 15,000          | 50,000          | △ 35,000        |   |
| 交通費         | 15,000          | 50,000          | △ 35,000        | 住宅供給公社職員分<br>単価5,000円×3人  |
| 庁費          | 2,702,000       | 1,321,656       | 1,380,344       |   |
| 需用費         | 80,000          | 270,000         | △ 190,000       | 光熱費30,000円、<br>すまいの相談窓口チラシ印刷50,000円   |
| 報償費         | 52,000          | 100,000         | △ 48,000        | セミナー謝金52,000円   |
| 役務費         | 10,000          | 108,800         | △ 98,800        | 振込手数料10,000円  |
| 委託費         | 2,300,000       | 662,856         | 1,637,144       | 居住支援法人に向けた新たな仕組みの構築のた<br>めの調査・検討1,500,000円、協議会ホームペー<br>ジ改修500,000円、セミナー運営200,000円、セミ<br>ナーチラシ作成100,000円 |
| 使用料及び賃借料    | 260,000         | 180,000         | 80,000          | セミナー会場使用・マイク等リース費200,000円、<br>事務所賃料60,000円  |
| 償還金         | 2,620,000       | 1,200,000       | 1,420,000       | 川崎市住宅供給公社への償還   |
| 当該年度支出合計(D) | 6,612,000       | 3,780,656       | 2,831,344       |   |
| 次年度繰越金      | 99,840          | 98,859          | 981             |   |
| 支出合計        | 6,711,840       | 3,879,515       | 2,832,325       |   |

川崎市居住支援協議会 会則別表(第4条関係) 改正(案)

川崎市居住支援協議会会則 新旧対照表

| 新         |   | 旧         |  |
|-----------|---|-----------|--|
| 別表(第4条関係) |   | 別表(第4条関係) |  |
| 区分        | 会員  | 区分        | 会員   |
| 居住支援団体    | 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会<br>社会福祉法人 照陽会<br>川崎市内地域包括支援センター ※<br>川崎市介護支援専門員連絡会<br>特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター<br>特定非営利活動法人 楽<br>中高年事業団やまて企業組合 川崎支店<br>特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク<br>一般財団法人 高齢者住宅財団<br>川崎市住宅供給公社<br>特定非営利活動法人 ピアたちばな<br>独立行政法人 都市再生機構<br>生活クラブ生活協同組合<br>社会福祉法人 悠々会<br>株式会社One World<br>IGOCOCHI 株式会社 | 居住支援団体    | 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会<br>社会福祉法人 照陽会<br>川崎市内地域包括支援センター ※<br>川崎市介護支援専門員連絡会<br>特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター<br>特定非営利活動法人 楽<br>中高年事業団やまて企業組合 川崎支店<br>特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク<br>一般財団法人 高齢者住宅財団<br>川崎ロイヤル 株式会社<br>川崎市住宅供給公社<br>特定非営利活動法人 ピアたちばな<br>独立行政法人 都市再生機構<br>生活クラブ生活協同組合 |

※川崎市内地域包括支援センターについては、2センターが会員となる

## 川崎市居住支援協議会 会計規則 改正(案)

## 川崎市居住支援協議会会計規則 新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>第1章 総則<br/>(定義)<br/>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 会長 川崎市居住支援協議会会則(以下「会則」という。)第5条に規定する会長をいう。</p> <p>(2) 事務局長 会則第13条に規定する事務局が置かれる川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課の<u>担当課長</u>をいう。</p> | <p>第1章 総則<br/>(定義)<br/>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 会長 川崎市居住支援協議会会則(以下「会則」という。)第5条に規定する会長をいう。</p> <p>(2) 事務局長 会則第13条に規定する事務局が置かれる川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課の<u>課長</u>をいう。</p> |

令和7年度までの川崎市居住支援協議会における主な取組

|          | 協議・検討内容   | 具体的な取組  |
|----------|---|---|
| 平成 28 年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>退去時の手続きの整理や、民間サービスの活用等に関する検討を実施。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>家主向けリーフレットの作成。</li> <li>入居者情報共有シートの作成。</li> </ul>  |
| 平成 29 年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li><u>効率的な住まい探しの支援体制</u>の構築について検証するワーキンググループを開催。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「民間賃貸住宅に入居する高齢者などの支援体制」に関する講演会の開催。</li> <li>居住支援ガイドブックの作成。</li> </ul>  |
| 平成 30 年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の活動内容やすまいの相談窓口に関する意見交換を実施。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>サポート店等と連携し、<u>具体的に入居可能な物件を紹介する支援体制を試行</u>。</li> <li>精神障害者の居住支援に関するセミナーを開催。</li> </ul>  |
| 令和元年度    | <ul style="list-style-type: none"> <li>入居者死亡時における家主・不動産事業者の負担軽減に向け、必要な手続きや、事前の備えとして有効な手段（保険等）を整理。</li> <li>精神障害者の居住に関する事例集の作成に関する議論を実施。</li> <li>すまいの相談窓口における相談事例に関するケーススタディを実施。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li><u>すまいの相談窓口の本格運営</u>にあたり、庁内や関係機関、協議会サポート店等との連携を強化。</li> <li>常設のすまいの相談窓口とは別に、各不動産団体と連携（団体が主催する無料相談会の場を活用）し、<u>スポット的に相談会を開催</u>。</li> <li>居住支援ガイドブック（精神障害者の居住に関する事例集）を作成。</li> </ul> |
| 令和 2 年度  | <ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者の居住に関する事例集を用いた意見交換会を実施。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>すまいの相談窓口において、不動産団体より推薦された<u>サポート店を追加</u>。</li> <li>すまいの相談窓口とサポート店の連絡体制の効率化や<u>物件提供後の成約状況を把握する体制</u>を整備。</li> <li>賃貸借契約に関するサポートブックを作成。</li> </ul>                                   |
| 令和 3 年度  | <ul style="list-style-type: none"> <li>他都市の取組を調査し、重層的かつ効果的な支援体制について検討。</li> <li>すまいの相談窓口において、相談者を<u>福祉窓口へ適切につなぎ</u>、相談後も連携して支援を行う体制を検討。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>すまいの相談窓口において、不動産団体より推薦された<u>サポート店を追加</u>。</li> <li>精神障害者の受入れを進めるため、自立支援協議会とセミナーを共催し、不動産店との意見交換会を実施。</li> </ul>   |

|       | 協議・検討内容  | 具体的な取組   |
|-------|--|--|
| 令和4年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・すまいの相談窓口での対応困難事例への対応策を検討。</li> <li>・外国人向けサポートブックの作成に関する検討の実施。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>居住支援団体への委託によりすまいの相談窓口への助言、支援者への同行等を実施する体制を構築</u>し、試行的に実施。</li> <li>・精神障害者の受入れを進めるため、居住支援法人を講師に迎え、研修会を開催。</li> <li>・入居者情報共有シートを改良。</li> <li>・外国語版サポートブック（やさしい日本語版）を作成。</li> </ul>              |
| 令和5年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の見守り資源・ネットワーク（人的見守り）及び、機械的な見守りを活用した重層的な見守りについて検討。</li> <li>・退去時のトラブルが起こらないようにするための予防策（モデル契約・死後事務委任・孤独死保険の活用等）について検討。</li> <li>・すまいの相談窓口における<u>福祉との連携体制の強化</u>についての議論や、相談事例に関するケーススタディを実施。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>居住支援団体への委託によりすまいの相談窓口への助言、支援者への同行等を実施</u>し、支援事例について検討。</li> <li>・精神障害者の受入れを進めるため、居住支援法人と宿泊型自立訓練施設から講師を迎え、活動紹介・事例検討を目的とした研修会を実施。</li> <li>・入居者情報共有シートの活用に向け、包括的相談支援従事者研修にて説明を実施。</li> </ul>    |
| 令和6年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>専門部会をテーマ別の開催に変更</u>（A部会：すまいの相談窓口の機能強化について、B部会：効率的な物件提供に向けた取組について、C部会：入居者の退去や死亡時におこる手続きについて）。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・すまいの相談窓口において、親族等の支援や福祉の既存制度等に基づく支援が確保できない方について、<u>不動産店への同行や賃貸借契約手続き</u>など、転居等に必要支援を実施。</li> <li>・<u>居住支援法人のサブリースによる支援</u>を開始。</li> <li>・外国人向けすまいのサポートブック（やさしい日本語版）のナレーションつき動画を4言語で作成。</li> </ul> |
| 令和7年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度に引き続き、テーマ別の専門部会を開催（A部会：すまいの相談窓口の機能強化に関する部会、B部会：外国人世帯の課題への対応・居住支援法人との連携強化に関する部会、C部会：高齢者世帯の死後事務についての検討に関する部会）。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・すまいの相談窓口において<u>オンライン相談</u>の受付を開始。</li> <li>・動画版外国人向けすまいのサポートブックを公開。</li> <li>・<u>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の改正</u>に伴い、庁内関係部局との連携を強化。</li> </ul>  |

## 川崎市居住支援協議会会則

## 第1章 総則

## (名称)

第1条 この会は、川崎市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

## (目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人市民その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、川崎市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

## (活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進のための啓発活動及び民間賃貸住宅の賃貸人からの物件提供促進のための環境整備に関すること。
- 四 その他目的達成のために必要な事業。

## (会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 あらたに会員になろうとするものは、次条において規定する会長に入会を申し込み、同条において規定する幹事の総数の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

## 第2章 役員

## (役員の種類及び選任)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
  - 二 副会長 2名
  - 三 幹事 10名程度
  - 四 会計監事 1名
- 2 役員は、本会の会員のうちから総会で選任する。
  - 3 幹事及び会計監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 三 会計監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、1年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。

### 第3章 組織

(総会)

第8条 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

- 2 総会は、次の事項を承認議決する。
  - 一 本会の事業計画及び予算に関すること。
  - 二 本会の事業報告及び決算を承認すること。
  - 三 会則の制定及び改廃に関すること。
  - 四 専門部会の設置に関すること。
  - 五 その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(定足数等)

第9条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(幹事会)

第10条 幹事会は、幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項について決定する。
  - 一 総会の議決した事項の執行に関すること。
  - 二 総会に付議すべき事項
  - 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- 3 幹事長は、幹事の互選とし、その議長となる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集する。

#### (専門部会)

- 第11条 専門部会は会長が指名する者をもって構成し、部会長が召集する。
- 2 部会長は、部会員の互選とし、その議長となる。
  - 3 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の下に分科会又はワーキンググループを設置することができる。この場合、各専門部会合同の分科会又はワーキンググループを設置することもできるものとする。
  - 4 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

#### (連絡調整会議)

- 第12条 会長は、総会、幹事会及び専門部会のほか、活動内容の中間報告や事業実施にあたり必要となる会員相互の連絡調整のため、必要に応じて連絡調整会議を開催することができる。

#### (事務局)

- 第13条 本会の事務、経費の管理等を行うために、川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課及び川崎市住宅供給公社に事務局を置く。

### 第4章 会計

#### (経費)

- 第14条 本会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

#### (会計年度)

- 第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、初年度においては、本会の設立日から直近の3月31日までとする。

#### (会計及び資産帳簿の整備)

- 第16条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。
- 2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

#### (監査及び報告)

- 第17条 会計監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

### 第5章 個人情報等

#### (秘密の保持)

- 第18条 会員は、本会の事業の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報保護)

第19条 本会が取り扱う個人情報の保護に関しては、川崎市個人情報保護条例のほか関連する規定を準用する。

この場合において、「実施機関」とあるのは「本会」と読み替えるものとする。

## 第6章 雑則

(雑則)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、幹事会で定める。

附 則

この会則は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年5月31日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年5月30日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年5月29日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年5月27日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年5月23日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年5月22日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年5月27日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年5月22日から施行する。

別表（第4条関係）

| 区 分      | 会 員   |
|----------|---|
| 宅地建物取引業者 | 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎南支部<br>公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎中支部<br>公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎北支部<br>公益社団法人 全日本不動産協会 川崎支部  |
| 賃貸住宅事業者  | 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 神奈川県支部  |
| 居住支援団体   | 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会<br>社会福祉法人 照陽会<br>川崎市内地域包括支援センター ※<br>川崎市介護支援専門員連絡会<br>特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター<br>特定非営利活動法人 楽<br>中高年事業団やまて企業組合 川崎支店<br>特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク<br>一般財団法人 高齢者住宅財団<br>川崎ロイヤル 株式会社<br>川崎市住宅供給公社<br>特定非営利活動法人 ピアたちばな<br>独立行政法人 都市再生機構<br>生活クラブ生活協同組合  |
| 法務省      | 横浜保護観察所   |
| 川崎市関係課   | 市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課<br>市民文化局 人権・男女共同参画室<br>経済労働局 イノベーション推進部<br>健康福祉局 生活保護・自立支援室<br>健康福祉局 地域包括ケア推進室<br>健康福祉局 長寿社会部 高齢者事業推進課<br>健康福祉局 長寿社会部 高齢者在宅サービス課<br>健康福祉局 障害保健福祉部 障害者施設指導課<br>健康福祉局 障害保健福祉部 障害福祉課<br>健康福祉局 障害保健福祉部 精神保健課<br>健康福祉局 障害保健福祉部 障害者社会参加・就労支援課<br>健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課<br>こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室<br>まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課 |

※川崎市内地域包括支援センターについては、2センターが会員となる。

川崎市居住支援協議会会計規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市居住支援協議会（以下「協議会」という。）の会計事務の適切な処理を図るため、その予算、決算及び経理等に関する手続き等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会長 川崎市居住支援協議会会則（以下「会則」という。）第5条に規定する会長をいう。
- (2) 事務局長 会則第13条に規定する事務局が置かれる川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課の課長をいう。

第2章 予算

(歳入歳出予算の科目)

第3条 歳入歳出予算の科目は、別表1のとおりとする。

(決裁者)

第4条 会計事務の決裁者は、別表2のとおりとする。

(決裁の代行)

第5条 別表2において決裁者が事務局長に属する決裁において、事務局長が不在の場合は、会長が決裁を代行できる。

(調定及び執行)

第6条 歳入予算の調定は、調定伺票（第1号様式）により、歳出予算の執行は、歳出予算執行伺票兼前渡金支出命令票（第2号様式）を作成し、これに決裁を得て行うものとする。

(履行確認)

第7条 契約が履行されたときは、別表2により、履行確認検査調書（第3号様式）で履行を確認する。

- 2 前項により履行を確認する者は、事務局長が指名した者とする。

(支出命令)

第8条 支出命令は、支出命令票兼前渡金精算報告書（第4号様式）に決裁することによって行う。

- 2 前項により、支出命令を行うときは、原則、債務が確定していることを確認するに必要な書類及び、請求に基づくものにあつては請求書を添付しなければならない。但し、事務局長が認めた経費については、資金前渡による支出ができる。
- 3 資金前渡による場合を除き、支出命令は歳出執行伺票兼前渡金支出命令票に適合するかどうかを確認して行う。

4 資金前渡による支出をする場合は、歳出予算執行何票兼前渡金支出命令票の備考欄に「資金前渡」と記載し、前渡金受領者を明記することにより行う。

(支払方法)

第9条 支払いは、資金前渡による場合を除き、適法な請求書を受理してから別に定めのある場合のほか、30日以内に支払うものとする。

2 支払いは、原則として契約履行後または支出決定後に支払うものとする。

(収支決算書)

第10条 事務局長は、会計年度終了後、収支決算書(第5号様式)を作成し、会長に提出しなければならない。

(精算報告等)

第11条 前渡金の精算報告は、支出命令票兼前渡金精算報告書に、証拠書類を添付し決裁することにより行う。

2 請求書による支払いの場合、支払いを証明できる書類を支出命令票兼前渡金精算報告書に添付する。

### 第3章 物品管理

(物品管理)

第12条 協議会が取得した物品について、管理の適正を期するため、事務局長は、物品の管理に関する事務を行う。

2 事務局長は、備品管理簿(第6号様式)を備え、協議会の所有に属する動産で比較的長期間にわたって、その性質又は形状を変えずに使用に耐えるもの、かつ、購入価額が2万円以上の物を購入したあと、遅滞なく、備品管理簿に記載するとともに、原則として、当該備品には備品管理番号を表示することとする。

### 第4章 雑則

(帳簿類)

第13条 事務局は、次の各号に掲げる帳票類を備えるものとする。

(1) 現金出納簿(第7号様式)

(2) 預金通帳

(その他)

第14条 この規則に定めのない事項については、川崎市金銭会計規則、川崎市住宅供給公社会計規程のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱(平成21年4月1日付国住生第4号)等の関係規定を参酌し、別途定めるものとする。

### 附 則

この規則は、平成28年8月10日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年5月22日から施行する。

## 参考資料 4

### 会員の新規加入について

| 団体名           | 所在地                             | 理由   |
|---------------|---------------------------------|--|
| 社会福祉法人 悠々会    | 東京都町田市能ヶ谷4-30-1                 | <p>当団体は、神奈川県より居住支援法人の指定を受け、住む場所にお困りの方に当団体が借り上げた物件を賃貸する「あんしん住宅」の取組をはじめとした居住支援サービスの提供を行っている。令和6年度からすまいの相談窓口と連携し、市内北部地域におけるサブリースの取組を開始する等、本市と連携した取組を行っており、居住支援協議会へ参画することで、更なる連携体制の構築が期待されるため。</p> |
| 株式会社One World | 川崎市中原区井田中ノ町8-8<br>ゾンネンハイム元住吉107 | <p>当団体は、神奈川県より居住支援法人の指定を受け、高齢者等の住宅確保要配慮者に対して自社所有物件の提供を行う等、居住支援に関連する事業に取り組んでいる。居住支援法人との連携体制の構築が求められる中で、当団体が居住支援協議会へ参画することにより、本市における居住支援の推進が期待されるため。</p>   |
| IGOCOCHI株式会社  | 川崎市高津区久本1-6-8                   | <p>当団体は、神奈川県より居住支援法人の指定を受け、老人ホームや賃貸住宅等の社会資源を活用し、居住支援の推進に取り組んでいる。令和5年7月に市内に相談窓口を開設し、今後更なる取組が期待される中で、当団体が居住支援協議会へ参画することにより、本市における居住支援の充実が期待されるため。</p>  |